

市役所での手続について

(住民登録・国民健康保険・国民年金)

びわこ・くさつキャンパス

立命館大学 BKC国際教育センター

行政手続ってなに？ どこで何をするの？

■行政手続については、「[新入留学生オリエンテーションサイト](#) 2-2 市役所/区役所で以下の手続きをする」も読みましょう。

■行政手続きは、長期的に住む住所が決まってからしかできません。ホテルや寮の短期滞在など、仮住まいの住所では手続ができません。来日後は速やかに住むところを決めましょう。

■行政手続は、住んでいる市の市役所（または市内の支所）で行う必要があります。

<びわこ・草津キャンパス周辺の市>

- ・ [大津市役所](#) 〒520-8575 大津市御陵町3-1
- ・ [大津市・支所一覧](#)
- ・ [草津市役所](#) 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号



何をもらっていけばいいの？

■ 手続には以下のものを持っていきましょう

<必ず必要なもの> 在留カード・パスポート・学生証*

<あれば必要なもの> 転出証明書・自身のマイナンバーがわかるもの・国民年金手帳



*学生証が無い場合は、国民年金の学生納付特例の申請を後日行う事になります。

学生証を受け取ったら、速やかに申請をしましょう。

手続が来日日から14日を過ぎてしまいそうな場合や、銀行口座の開設を急ぐ場合は、住民登録と国民健康保険に係わる手続を先に済ませましょう。

尚、銀行口座の開設については、「[新入留学生オリエンテーションサイト](#) 3-3 学生生活を送る上で役に立つ情報 No.4銀行口座開設について」を確認してください。

■ 行政手続の届け出用紙や申請用紙は、市役所（または支所）にあります。HPなどからダウンロードは出来ません。

日本語に自信がない場合は？

<びわこ・草津キャンパスでのサポート>

■BKC I-Houseに長期滞在する英語基準の学生は、最寄りの支所で英語によるサービスが受けられない為、RMが手続をサポートします。RMの指示にしたがって手続を行いましょう。

■寮生以外は、Beyond Boarder Plaza (BBP)学生スタッフがサポートすることも可能です。困ったことがあれば[BBPラウンジ](#)（セントラルアーク2階）で相談してみましよう。

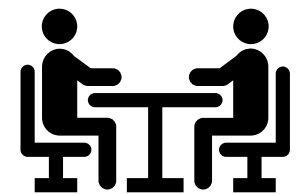
（BBPラウンジ内での書類記入サポートに限ります。通訳として市役所への同伴はできません）

■大津市（とりわけ支所）では日本語以外でのサービスが受けられない場合があります。もし日本語のできるお友達や家族がいる場合は、一緒に手続きに行きましよう。

いない場合は、**滋賀県国際協会「しが外国人相談センター」**や**市の相談窓口、通訳サービス**

（[詳細はこちら](#)）などを活用しましよう。

事前に電話やメールで連絡してサポートをお願いしておくことをお勧めします。



どんな書類を提出しないといけないの？

■以下は、新規で来日した留学生が、一般的に行政手続で提出する必要がある書類です。漏れなく書類を提出しましょう。

住民登録と国民健康保険に係わる申請

※市によって様式が違います。

大津市

- ①住民異動届 (Resident Change Notification)
※この様式を出すことであなたが住民として登録され、様々な行政サービスを受けられます。
- ②国民健康保険料に係る所得申告書 (National Health Insurance Income Registration Form)
※この様式を出すことで、日本国内での前年度の所得に応じて国民健康保険料の減免を受けられます。
- ③住民票・戸籍等交付申請書 (Certificates of Residence, Family Registration and Seal Registration Issue Form)
※この様式で住民票の発行を申請できます。入学手続書類として必要な場合は、1部取得しましょう。

※上記の書類には記入要領がありますので、参考にしてください。

草津市

- ①異動届出申請書 (Notification of Transfer)
※この様式を出すことであなたが住民として登録され、様々な行政サービスを受けられます。
- ②国民健康保険被保険者異動届 (National Health Insurance Transfer)
※この様式を提出することで国民健康保険に加入できます。
- ③市県民税簡易申告書 (兼国民健康保険税簡易申告書) (Income Resistration Form for Municipal Taxes (Prefecture and City) and National Health Insurance)
※この様式を出すことで、日本国内での前年度の所得に応じて国民健康保険料の減免を受けられます。
- ④交付申請書 (Application Form for Certificates of Residence, Family Registration and Seal Registration)
※この様式で住民票の発行を申請できます。入学手続書類として必要な場合は、1部取得しましょう。

国民年金制度に係わる申請

※様式は全国共通です。

- ①国民年金保険料 学生納付特例の申請 (National Pension Form : Special Payment System for Student) →記入例は[こちら \(15か国語\)](#)
※正規生の場合は、この様式を出すことで学生として国民年金保険料の免除を受けられます。手続には学生証が必要です。もし手続時に持っていない場合は、入手次第、申請をしましょう。
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請 →記入例は[こちら \(15か国語\)](#)
(National Pension Form : Exemption / Payment Postponement Form)
※非正規生や入学月の前月より前に来日していた場合は、この様式を出すことで保険料の納付猶予を受けられます。
前者の場合②のみ。後者の場合は①と②の両方を提出する必要があります。

記入のヒント

記入要領や記入のヒントを参考に、出来る限り自分で記入しましょう！

■住所

<アパートに住んでいる場合>

契約書などに記載されている住所を書きましょう。

英語での書き方や読み方を契約時に確認しておきましょう。

<BKC I-Houseに住んでいる場合>

滋賀県大津市松ヶ丘6丁目1-1 XXX号室

Shigaken, Otsu-shi, Matsugaoka,6-1-1 RoomXXX



■電話番号

<アパートに住んでいる場合>

自身の携帯電話の番号を書きましょう。携帯電話をもっておらず、

必ず記入が必要な場合は、BKC国際教育センターの番号（077-561-3946）を書きましょう。

<BKC I-Houseに住んでいる場合>

077-572-7303

■年月日

日本のカレンダーでは、西暦年（20XX年）と、日本の年号（大正・昭和・平成・令和）が使われています。日本語の年号を選ぶ必要がある時は、[こちら](#)のサイトを参考にして、記入しましょう。

2024年は令和6年です。

例) 1990年8月25日生まれ=平成2年8月25日生まれ

■ふりがな/フリガナ（漢字やアルファベットのよみかた）

公的な書類では、名前や住所の読み方（ふりがな・フリガナ）を「ひらがな」または「カタカナ」で書く必要がある場合があります。「ふりがな」とあるときは「ひらがな」で、「フリガナ」とあるときは「カタカナ」で書く必要があります。自身の名前や住所について、ひらがなやカタカナでの書き方を調べて覚えましょう。

【ふりがな】	じょん	すみす	しがけん	おおつし	まつがおか	ちょうめ
	JOHN	SMITH	滋賀県大津市松ヶ丘	6丁目	1-1	101号室

【フリガナ】	ジョン	スミス	シガケン	オオツシ	マツガオカ	チョウメ
	JOHN	SMITH	滋賀県大津市松ヶ丘	6丁目	1-1	101号室

記入のヒント (つづき)

■国籍

日本語で国籍を書く必要がある時は、外務省のHP (<https://www.mofa.go.jp/region/index.html>) を参考にして書きましょう。

例) Vietnam (ベトナム)の場合

The image shows a screenshot of the Ministry of Foreign Affairs of Japan website. The navigation menu includes 'About Us', 'News', 'Foreign Policy', 'Countries & Regions', and 'Consular Services'. The 'Countries & Regions' link is circled in red. Below it, the 'Asia' section is highlighted, leading to 'Japan-Viet Nam Relations'. The date 'September 6, 2023' and the language 'Japanese' are also circled in red. At the bottom, the Japanese name 'ベトナム社会主義共和国' and the English name 'Socialist Republic of Viet Nam' are shown, with the Japanese name circled in red.

Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省

跳すに主内容 | FAQ | Site Map | Links Japanese Other Languages

ENHANCED BY Google Search Font Size S M L

About Us News Foreign Policy **Countries & Regions** Consular Services

Countries & Regions

Regions

Asia | Oceania | North America | Latin America and the Caribbean | Europe | Middle East | Africa

Europe Asia North America Middle East Africa Oceania Latin America and the Caribbean

A-Z List of Countries

A | B | C | D-F | G | H-J | K-L | M | N-O | P-R | S | T-Z | Other Area

アジア

ベトナム社会主義共和国
Socialist Republic of Viet Nam

September 6, 2023
Japanese

Tweet Share 7 e-mail

Japan will continue to support the connectivity of the +ASEAN region in the wider Indo-Pacific and globally.

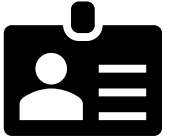
MOFA

様式の記入時は、カタカナの部分 (ベトナム) だけでも問題ありません。

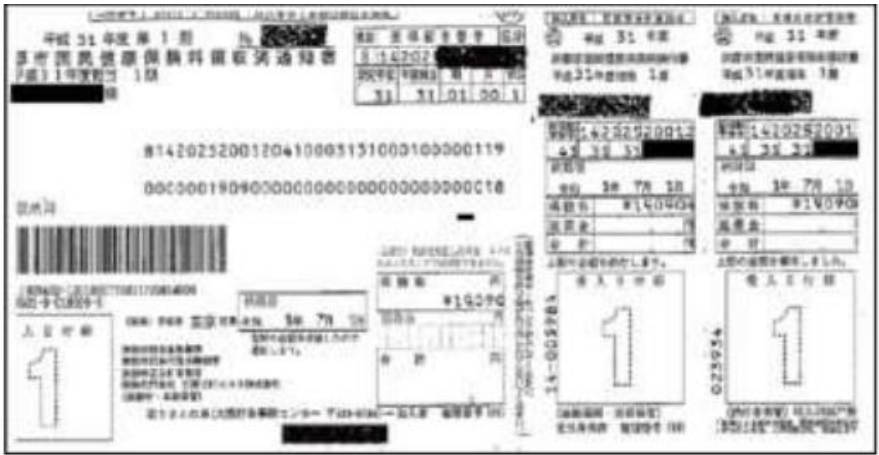
手続きの後はどうなるの？

< 国民健康保険 >

- 受け取った健康保険証は医療機関で診察してもらうときに必ず持っていきましょう。
- 発行された健康保険証の有効期限を確認しましょう。切れるまでに（例年6月頃）所得の申告に関する手紙が市役所から届くので、必ず記入して返信しましょう。
- 国民健康保険料の納付書が届きますので期限までに支払しましょう。コンビニエンスストアなどでも支払う事ができます。日本で前年度の課税所得が無い場合は、1期1800円～2000円くらいです。保険料がそれよりも高い場合は、市役所に問い合わせるか、国際教育センターに相談してください。



納付書 (例)
Payment Slip
缴费单



手続きの後はどうなるの？（つづき）

< 国民年金（重要！） >

「学生納付特例制度」または「免除・納付猶予制度」に申請した（またはする予定）の学生は、届いた納付書で支払わないでください！後程申請が承認されても一旦払った保険料は戻ってきません。

詳細は、下記資料の5ページ9ページを確認してください。

京都市が作成している資料ですが、国民年金制度のルールは全国共通ですので参考にしてください。

https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/article_attachments/20292545348627